

加工食品の原料原産地表示制度に 関する検討会中間取りまとめ

平成28年11月29日

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会

- 目 次 -

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会中間取りまとめ

1	はじめに	1
2	加工食品の原料原産地表示制度について	5
3	今後の加工食品の原料原産地表示制度の基本的考え方	7
(1)	表示の必要性	7
(2)	商品選択時の有用性	9
(3)	実行可能性の確保	10
(4)	誤認防止への対応	10
(5)	国際貿易規格との整合性	10
4	今後の加工食品の原料原産地表示の対象、方法	11
(1)	義務表示の対象	11
(2)	義務表示の方法	12
(3)	義務表示の例外	13
(4)	義務表示に共通する事項	20
(5)	現行の表示方法	22
(6)	その他	22
5	おわりに	23

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会 中間取りまとめ

1 はじめに

近年、急速にグローバル化する日本の食市場において、国産品だけではなく様々な国の原材料を用いた加工食品が我が国で流通しており、消費者の食への関心も以前に比べて高まっている。

現在、国産農林水産物は、3割が生鮮食品として、6割が加工食品の原材料として、国民に提供されている。また、国内で製造される加工食品の原材料のうち、7割は国産農林水産物となっている。しかしながら、現在の加工食品の原料原産地表示のルールでは、加工食品の原材料の産地情報が消費者に十分提供されているとは言えない状況にある。

消費者は、表示による情報を通じて食品を選択しており、消費者利益の観点からは、加工食品の原材料についてもできる限り情報を提供し、食品選択に資する情報が得やすいよう環境整備をしていくことが求められている。

このような中、加工食品の原料原産地表示については、「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）において、「順次実態を踏まえた検討を行う」こととされ、「食料・農業・農村基本計画」（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、「実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する」ことと整理されたところである。

また、TPP の大筋合意を踏まえ策定された「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日 TPP 総合対策本部決定）において、食の安全・安心に関する施策として、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う」こととされたことを契機として、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」（以下「検討会」という。）を本年 1 月から開催し、加工食品の原料原産地表示に関し、今後の対応方策について幅広く検討することとされた。

さらに、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、「消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」とされ、全ての加工食品への導入に向けた実行可能な方策とは何かという観点も踏まえた検討が求められた。

検討に当たっては、消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保に資するよう、できる限り産地情報を充実することが望ましいという観点を基本とし、実際に原料原産地表示を付した食品の生産・流通を担う食品事業者（以下「事業者」という。）にとり実行可能な方策について検討し、食品ロス等の環境負荷を招かないよう、食品の生産・流通の現場で混乱を生じさせることなく表示制度が円滑に運営される必要があることはいうまでもない。

以上のような背景を踏まえ、平成 28 年 1 月 29 日に本検討会が設置され、11 月までの全 10 回にわたり、原料原産地表示の拡大に向けての議論を行った。

検討会では、関係団体、事業者、学識経験者などからヒアリングを行うほか、消費者調査、事業者調査、現地調査なども併せて実施し、委員からは消費者への情報提供の必要性、事業者の実行可能性、消費者の誤認防止など様々な論点につき、幅広い意見が出された。

本報告書は、今後の原料原産地表示制度の在り方が消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保につながるとともに、事業者の実行可能性にも配慮したものとなるよう、検討会における検討結果を取りまとめたものである。

(参考)

消費者基本計画（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）（抜粋）

第 4 章 5 年間で取り組むべき施策の内容

2 表示の充実と信頼の確保

（3）食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

平成 25 年 6 月、従来の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に規定されていた食品の表示に関する規定を一元化する食品表示法が成立し、平成 27 年 4 月より施行することとしている。

同法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るとともに、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題について順次実態を踏まえた検討を行う。（以下略）

食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）（抜粋）

第 3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 食料の安定供給の確保に関する施策

（1）国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

② 食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保

食品表示に関する規定を一元化した「食品表示法」（平成 25 年法律第 70 号）の下、関係府省の連携を強化して立入検査等の執行業務を実施するとともに、産地判別等への科学的な分析手法の活用等により、効果的かつ効率的な監視を実施し、食品表示の適正化を担保する。また、消費者が適切に食品を選択するための機会の確保や、消費者の需要に即した食品の生産の振興に資するよう、加工食品の原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ拡大に向けて検討する。

（以下略）

総合的な T P P 関連政策大綱（平成 27 年 11 月 25 日 T P P 総合対策本部決定）（抜粋）

Ⅱ T P P 関連政策の目標

3 分野別施策展開

（2）食の安全・安心

T P P 協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適切に実施する。

- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。

Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策

3 分野別施策展開

（2）食の安全・安心

- 食品安全に関する情報提供等

（食品安全に関するリスクコミュニケーション、加工食品の原料原産地表示の拡大の検討）

日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）（抜粋）

第 2 具体的施策

I 新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

3. 攻めの農林水産業の展開と輸出力の強化

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii）国内バリューチェーンの連結

④ ブランド力を発揮するための環境整備等

- ・農林漁業者が、自らのブランド力を生かし、国内・国外の競合産地と適正に競争できるよう、また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、原料原産地表示について、全ての加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める。

経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

～600 兆円経済への道筋～（抜粋）

第 2 章 成長と分配の好循環の実現

2. 成長戦略の加速等

（2）新たな有望成長市場の創出・拡大

⑥ 攻めの農林水産業の展開

（略）

また、成長産業化を一層進めるため、生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料等）価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、全ての加工食品の原料原産地表示、チェックオフ制度の導入を検討する。

（略）

2 加工食品の原料原産地表示制度について

現在、生鮮食品には原産地の表示が、加工食品についても、輸入品には原産国名の表示が義務付けられ、国内製造の一部に原料原産地名の表示が義務付けられている。

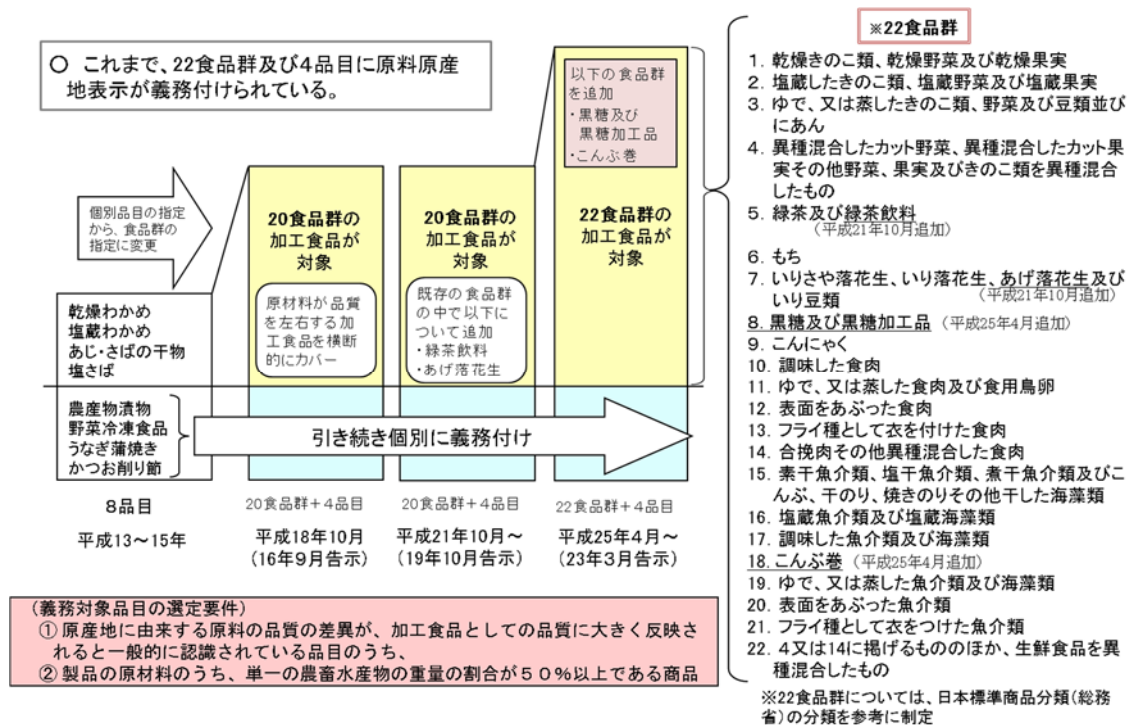
加工食品の原料原産地表示制度は、平成 13 年から、個別の 8 品目について順次義務化を導入した後、平成 16 年には、現行の原料原産地表示制度の原型となる横断的な要件を定め、対象を 20 食品群と 4 つの個別品目に拡大し、その後は要件に従って義務表示対象品目の追加を検討してきた。

しかしながら、義務表示対象品目は、現在までの約 10 年間、平成 21 年に 20 食品群を変えずに緑茶飲料及びあげ落花生を追加、平成 25 年に黒糖及び黒糖加工品並びにこんぶ巻の 2 食品群を追加したのみで、22 食品群と 4 品目にとどまっている。〔図 1 参照〕

「加工食品の自主的表示等の状況調査」においては、義務表示対象の商品の全体に占める割合は、1 店舗内の商品ベースで約 11%にすぎず、また自主的に何らかの産地情報を表示している商品も、全体の約 16%にとどまっている。〔図 2 参照〕

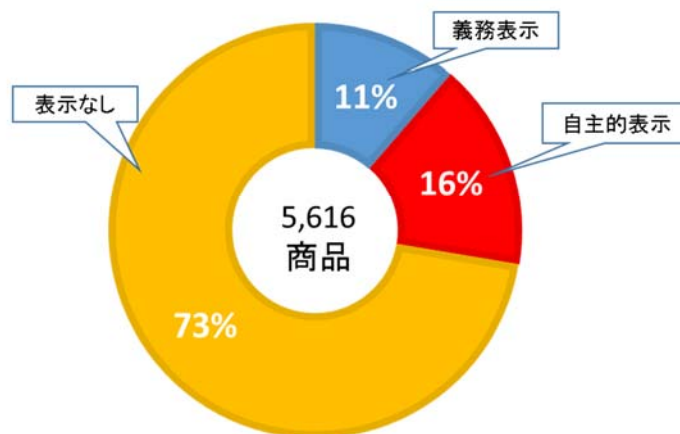
本検討会では、このような従来の方法に従った原料原産地表示制度の拡大の検討には限界があることに鑑み、全ての加工食品を対象とする表示方法として、現行の国別重量順の表示制度を基本としつつ、それが困難な場合としてどのような状況が想定されるか、そしてそのような場合でも対応可能であり、消費者の求める情報が提供可能な表示方法を模索した。

〔図 1〕 原料原産地表示対象品目拡大の推移



第1回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1から(一部追記)

〔図 2〕 対象製品に占める義務表示対象商品、自主的表示商品の割合



第5回「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料3から

※ 平成28年5月、総合スーパー1店舗の原料原産地の表示がされている加工食品の割合やその表示内容について実地に調査。

※ 義務表示対象の商品は全体の11%、自主的表示されている食品は全体の16%を占めた。